

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（都市再生緊急整備地域） 第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。		（都市再生緊急整備地域） 第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。	
名称 （略） 難波・湊町地域	地 域 （略） 大阪市浪速区及び中央区の区域のうち、市道浪速区第九千三十三号線と市道南北線との交差点を起点とし、順次同市道、一般国道二十五号線、府道高速大阪池田線、市道浪速区第九千四十八号線、市道浪速区第九千五十七号線、市道浪速区第九千五十一号線、市道浪速区第九千五十五号線、市道浪速区第九千四十八号線及び市道浪速区第九千三十三号線を経て起点に至る道路の中心線（市道南北線にあつては、その北側端線）で囲まれた区域 大阪市浪速区の区域のうち、湊町一丁目（一番を除く。）及び二丁目並びに元町二丁目（市道浪速区第八千九百四十七号線以西の区域に限る。）の区域	名称 （略） 難波・湊町地域	地 域 （略） 大阪市中央区及び浪速区の区域のうち、市道浪速区第九千三十三号線と市道南北線との交差点を起点とし、順次同市道、一般国道二十五号線、府道高速大阪池田線、市道浪速区第九千四十八号線、市道浪速区第九千五十七号線、市道浪速区第九千五十一号線、市道浪速区第九千五十五号線、市道浪速区第九千四十八号線及び市道浪速区第九千三十三号線を経て起点に至る道路の中心線（市道南北線にあつては、その北側端線）で囲まれた区域 大阪市浪速区の区域のうち、湊町一丁目（一番を除く。）及び二丁目並びに元町二丁目（市道浪速区第八千九百四十七号線以西の区域に限る。）の区域
新大阪駅 周辺地域	大阪市東淀川区及び淀川区の区域のうち、市道西淡路南方線と府道熊野大阪線との交差点を起点とし、順次同府道、北緯三四度四四分一七秒・三一東経一三五度三〇分	（新設）	（新設）

	一三秒・九三の地点から北緯三四度四四分一八秒・〇二 東経一三五度三〇分一〇秒・四一の地点まで引いた線、 市道淀川区第千二百八十三号線、市道淀川区第千二百八 十五号線、市道淀川区第千二百八十一号線、市道淀川区 第千七百七十一号線、市道十三吹田線及び市道西淡路南方 線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線） で囲まれた区域
(略)	(略)
備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該 各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しく は施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河 川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。 一〇十六 (略) 十七 新大阪駅周辺地域 令和四年七月三十一日	

(略)	(略)
備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該 各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しく は施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河 川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。 一〇十六 (略) (新設)	